垂 水 市 農 業 委 員 会 会 議 録

農業委員会等に関する法律第27条第1項の規定に基づき、第34回垂水市農業委員会総会を開催したので、その内容を記録する。

日　時　　令和３年３月25日（木）　午前９時30分～午前10時08分

場　所　　第一会議室

出席者

議席番号	氏　　名	議席番号	氏　　名
1	重 吉　伸 哉	6	森　千 秋
2	中 間　信 二	7	村 山　繁 稔
3	大 迫　和 昭(欠席)	8	永 吉　浩 幸
4	下 瀬　秀	9	小 畑　良 之(欠席)
5	瀬 角　初 美	10	葛 迫　巧

出席した事務局職員

局　　長　　森　　秀　和

農地係長　　美　坂　康　人

主　　査　　神　川　綾

主　　事　　浦　元　駿

付　議　事　件

(1)　非農地について

(2)　農地法第３条許可申請について

(3)　農地法第５条許可申請について

(4)　農用地利用集積計画の決定について

議　事

議　長	会長あいさつ。
係　長	諸般報告。
議　長	ただいまから、第34回総会を開催いたします。 出席委員は10名中８名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。 議事録署名委員は、６番　森委員、７番　村山委員にお願いいたします。 それでは、議案第１号非農地について上程いたします。 事務局の説明をお願いいたします。
事務局	それでは、議案第１号の２ページ及び議案書に同封いたしました住宅地図１ページをご覧ください。 受付番号１番、申請人○○○○様、申請地は、○○字○○番、地目は畑、面積は5,369㎡となっております。 申請地の周囲は雑草や木が繁茂しており、農地として利用することが困難であり、今回、登記地目を畑から山林に変更したいとのことで、非農地証明願いが提出されたところです。 続きまして受付番号２番についてご説明いたします。 住宅地図２ページをご覧ください。申請人は○○○○様、申請地は○○字○○番、○○番、地目は両筆とも畑、面積は合計4,998㎡となっております。 申請地はシラス採掘所となっており、農地として利用することが困難であるため、今回登記地目を畑から雑種地に変更したいとのことで、非農地証明願いが提出されたところです。 続きまして受付番号３番についてご説明いたします。 議案第１号の３ページ及び住宅地図３ページをご覧ください。申請人は○○○○様、申請地は○○字○○番、○○番、○○番、○○番、○○番、○○番、○○番、○○番、○○番、○○番、地目は全て畑、面積は合計8,243㎡となっております。 申請地はシラス採掘所と山林になっており、農地として利用することが困難であるため、今回登記地目を畑から雑種地と山林に変更したいとのことで、非農地証明願いが提出されたところです。 以上で説明を終わります。
議　長	次に、担当委員から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

１番委員	非農地について御報告いたします。 去る３月 15 日私と永吉委員、事務局職員２名、計４名で現地調査を行いました。 受付番号１番について御説明いたします。 申請人は〇〇〇〇さんで、申請地について現地を確認したところ周囲に竹や雑木等が茂っており耕作をすることは難しい状況です。 また、申請者は高齢のため、今後農業を続けることが困難とのことですので、畑から山林に変更したいとのことでございます。 以上の理由から非農地と判断いたします。 続きまして、受付番号２番ついて御説明いたします。 申請人は〇〇〇〇さんで、申請地２筆について現地を確認したところ現在、シラスの採掘所となっており、農地として耕作することは困難であるといえます。 また、申請者は高齢のため、耕作することができないため、２筆とも畑から雑種地に変更したいとのことでございます。 以上の理由から非農地と判断いたします。 続きまして、受付番号３番ついて御説明いたします。 申請人は〇〇〇〇さんで、申請地 10 筆について現地を確認したところ現在、シラスの採掘所となっており、農地として耕作することは困難であるといえます。 また、申請者は高齢のため、耕作することができないため、 10 筆とも畑から雑種地、山林に変更したいとのことでございます。 以上の理由から非農地と判断いたします。 以上で報告を終わります。
議　長	ただ今、事務局ならびに担当委員から説明がありましたが、これについて何かご異議はありませんか。
議　場	なし。
議　長	異議はございませんので、議案第１号は原案のとおり決定してよろしいですか。
議　場	はい。
議　長	議案第１号は、原案のとおり決定いたしました。 次に、議案第２号農地法第３条許可申請について上程いたします。 事務局の説明をお願い致します。

事務局	議案第２号農地法第３条許可申請について御説明申し上げます。 議案書は５ページになります。 合わせて別紙の申請地を示した地図４ページから御覧下さい。 今月の許可申請は３件でございます。 １番の譲渡人は、○○の○○○○さん、譲受人は、○○の○○○○さんで先月のあっせん成立によります経営規模拡大のための所有権移転となります。 ２番の譲渡人は、○○のさん、譲受人は、○○の○○○○さんで○○さんはもともと○○出身の方で○○にもご実家があり、週末に垂水で農業をしたいということで、本人の希望によります経営規模拡大のための所有権移転となります。 ３番の譲渡人は、○○の○○○○さん、譲受人は、○○の○○○○さんで先月のあっせん成立によります経営規模拡大のための所有権移転となります。 申請書の記載内容によれば労働力及び機械の確保状況、並びに農作業に必要な技術を有しております。また申請地取得後には農業委員会が定める別段の下限面積を満たし、全部効率的な利用がなされる予定であり、農地法第３条第２項の各号には該当しないと思われることから、許可要件のすべて満たしていると考えます。 以上で説明を終わります。
議　長	次に、担当委員から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。
８番委員	１番の譲渡人は、○○○○さん、譲受人は、○○○○さんで先月のあっせん成立によるもので何ら問題ありません。 ２番の譲渡人は、○○○○さん、譲受人は、○○○○さんで、本人の希望によります経営規模拡大とうことで何ら問題ありません。
事務局	３番については、昨日大迫委員が事務局に来られ、譲渡人の○○○○さん、譲受人の○○○○さんの件は、先月のあっせん成立によるもので何ら問題ありませんと代理で報告してくださいということでした。
議　長	ただ今、事務局ならびに担当委員から説明がありましたが、これについて何かご異議はありませんか。
議　場	なし。
議　長	議案第２号は、原案のとおり決定いたしました。 次に、議案第３号農地法第５条許可申請について上程いたします。 事務局の説明をお願い致します。

事務局	今月の申請は３件となります。 議案第３号の議案書７ページ及び議案書に同封いたしました住宅地図７ページをご覧ください。 受付番号１番について御説明いたします。申請人は、譲受人は○○○○さん、譲渡人は○○○○さんで申請地は○○字○○番、面積は 922 ㎡となっております。申請人は、災害復旧作業のための資材置場が不足していることから、資材置場として一時転用するとのことです。 受付番号２番について御説明いたします。住宅地図８ページをお開きください。申請人は、譲受人は○○○○様、譲渡人は、○○○○さんで申請地は○○字○○番、面積は 203 ㎡となっております。申請人は、現在借家住まいですが、一般住宅を建設する計画です。 受付番号 3 番について御説明いたします。議案書８ページ及び住宅地図９ページをご覧ください。申請人は、譲受人は○○○○さん、譲渡人は○○○○さんで申請地は○○字○○番、面積は 3,085 ㎡の内 500 ㎡となっております。申請人は、現在借家住まいですが、一般住宅を建設する計画です。 以上です。
議　長	次に、担当委員から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。
８番委員	農地法第５条許可申請について説明します ３月 15 日、私と重吉委員、事務局２名の４名で現地調査を行いました。 受付番号１番について御説明いたします。 譲受人の○○○○さんは建設業を営んでおり、災害復旧作業のための資材置場が不足しているため、一時的に仮設置き場として利用したいとのことです。先々は田んぼとして返すということでした。 近隣の宅地や農地に影響を及ぼすこともないため、何ら問題はありません。以上です。 受付番号２番について御説明いたします。 譲受人の○○○○さんは、垂水市内に住んでおり、一般住宅を建築したいとのことです。 申請地は、東が宅地、西が道、南が宅地、北が雑種地に囲まれています。 汚水、生活排水は、合併浄化槽で処理をするということで、被害防除計画のとおりに行いますとのことでした。近隣地に影響を及ぼすこともないため、何ら問題はありません。 以上です。

	受付番号３番について御説明いたします。 譲受人の○○○○さんは垂水市内に住んでおり、一般住宅を建築したいとのことです。 申請地は、東が畑、西が畑、南が道、北が畑に囲まれています。この地積は3,085㎡あり、その内の500㎡分の西側を買われ、住宅と倉庫を建築する予定です。東側と北側の方で他人の畑と接しますが、外周にはブロックを積み、土砂や水が浸入しないようにするということであり、汚水、生活排水は、合併浄化槽で処理をするということで、被害防除計画のとおりに行いますとのことでした。近隣の宅地や農地に影響を及ぼすこともないため、何ら問題はありません。以上です。
議　長	ありがとうございます。 次に農地法に基づく農地転用許可の検討事項について事務局から説明をお願いします。
事務局	１件目の申請地は、市役所から北東に1.1㎞に位置します。市の農業振興地域整備計画において農用地区域内に指定されていることから農用地区域内になります。しかし、用途区分を仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供する場合で、かつ農業振興整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがないことから一時転用に該当すると判断します。 代替地検討を行ったものの、外に適当な土地はなかったとのことです。 資金面については無償の貸借であり、契約書が付されております。 一時的な仮置場として現状のままで利用し、期間終了後は現状復旧するとのことです。 周囲に影響が及ぶような農地はなく何ら問題はないと考えます。 ２件目の申請地は市役所から南東へ約6.4㎞に位置します。申請地は、10ha 未満の農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第２種農地に該当すると判断そます。 譲受人の○○○○さんは、垂水市に居住する個人です。現在借家住まいですが、一般住宅を建設する計画です。 代替地検討を行ったものの、外に適当な土地はなかったとのことです。 資金面は自己資金で賄う計画で、金融機関が発行した残高証明書が付されております。 被害防除の面では、盛土を行い、土留工事を行うとのことです。

	用水計画は、公共上水道を利用、雨水排水は水路放流、汚水及び生活雑排水は合併浄化槽にて処理するとのことです。 周囲に影響が及ぶような農地はなく何ら問題はないと考えます。 ３件目の申請地は市役所から南東へ約 4.1km に位置します。申請地は、10ha 以上の一団の農地の区域内にあることから、第１種農地に該当します。申請地は東、南方向の集落に近接しつつあることから、第１種農地の不許可の例外である集落接続施設に該当すると判断します。 譲受人の○○○○さんは、垂水市に居住する個人です。現在借家住まいですが、一般住宅を建設する計画です。 代替地検討を行ったものの、外に適当な土地はなかったとのことです。 資金面は自己資金で賄う計画で、金融機関が発行した残高証明書が付されております。 被害防除の面では、盛土を行い、土留工事を行い、緑地、緩衝地を設けるとのことです。 用水計画は、公共上水道を利用、雨水排水は水路放流、汚水及び生活雑排水は合併浄化槽にて処理するとのことです。 周囲に影響が及ぶような農地はなく何ら問題はないと考えます。
議　長	ただ今、事務局ならびに担当委員から説明がありましたが、これについて何かご異議はありませんか。
２番委員	１番の一時転用の期間は今の段階で決まってますか。
事務局	期間は３年間を予定しています。
議　長	他にご異議はありませんか。
議　場	なし。
議　長	異議がございませんので、議案第３号は原案のとおり決定してよろしいですか。
議　場	はい。
議　長	議案第３号は、原案のとおり決定いたしました。 次に、議案第４号農用地利用集積計画の決定について上程いたします。 事務局の説明をお願い致します。
事務局	議案第４号農業経営基盤強化促進法第 18 条第１項の規定による農用地利用集積計画の決定について、御説明申し上げます。 10 ページをお開きください。

	今月は、54筆の利用権設定がありました。 新規設定は、田が22筆で14,880㎡、畑が21筆で22,447㎡です。 再設定は、田が９筆で5,675㎡、畑が２筆で1,250㎡です。 １番から10番は、再契約で５年から10年間の賃貸借です。 11番、12番、16番、18番、19番は、新規契約で５年、10年間の賃貸借です。 13番から15番、17番は、新規契約で５年、10年間の使用貸借です。 20番は、再契約で１年間の使用貸借です。 21番からは公益財団法人　鹿児島県地域振興公社　理事長　鎮寺　裕人との契約となっており、同一の地番が、所有者と公社の貸借、公社と耕作者の貸借で2回でてきております。 21番から24番は公社と所有者との新規契約で、５年間の使用貸借です。 25番から26番は公社と所有者との新規契約で、10年の賃貸借です。 27番から31番、36番は公社と所有者との新規契約で、19年9月の賃貸借です。 32番から35番、37番は公社と所有者との新規契約で19年9月の使用貸借です。 38番から41番は公社と耕作者との新規契約で、５年間の使用貸借です。 42番から43番は公社と耕作者との新規契約で、10年の賃貸借です。 44番から48番、53番は公社と耕作者との新規契約で、19年9月の賃貸借です。 49番から52番、54番は公社と耕作者との新規契約で19年9月の使用貸借です。 以上、これらの内容は農業経営基盤強化促進法第18条の第３項の要件を満たしております。 以上です。
議　長	次に、担当委員から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。
１番委員	１番貸人○○○○さん、借人○○○○さん10年間の賃貸借の再設定ということで問題ありません。 ２番貸人○○○○さん、借人○○○○さん10年間の賃貸借の再設定ということで問題ありません。 ３番貸人○○○○さん、借人○○○○さん10年間の賃貸借の再

	設定ということで問題ありません。 ４番、５番貸人○○○○さん、借人○○○○さん 10 年間の賃貸借の再設定ということで問題ありません。 ６番、７番貸人○○○○さん、借人○○○○さん５年間の賃貸借の再設定ということで問題ありません。 ８番貸人○○○○さん、借人○○○○さん９年３ヶ月の賃貸借の再設定ということで問題ありません。
８番委員	９番、10 番貸人○○○○さん、借人○○○○さん 10 年間の賃貸借の再設定ということで問題ありません。 11 番貸人○○○○さん、借人○○○○さん５年間の賃貸借の新規契約ということで問題ありません。 12 番貸人○○○○さん、借人○○○○さん５年間の賃貸借の新規契約ということで問題ありません。 13 番貸人○○○○さん、借人○○○○さん５年間の使用貸借の新規契約ということで問題ありません。 14 番貸人○○○○さん、借人○○○○さん５年間の使用貸借の新規契約ということで問題ありません。 15 番貸人○○○○さん、借人○○○○さん５年間の使用貸借の新規契約ということで問題ありません。 16 番貸人○○○○さん、借人○○○○さん５年間の使用貸借の新規契約ということで問題ありません。 17 番貸人○○○○さん、借人○○○○さん 10 年間の使用貸借の新規契約ということで問題ありません。
10 番委員	18 番、19 番貸人○○○○さん、借人○○○○さん 10 年間の賃貸借の新規契約ということで問題ありません。 20 番貸人○○○○さん、借人○○○○さん１年間の使用貸借の再設定ということで問題ありません。
議　長	ただ今、事務局ならびに担当委員から説明がありましたが、これについて何かご異議はありませんか。
議　場	なし。
議　長	異議はございませんので、議案第４号は原案のとおり決定してよろしいですか。
議　場	はい。
議　長	議案第４号は原案のとおり決定しました。 以上をもちまして、第 34 回総会を終了します。

	垂水市農業委員会 会　　長　葛 迫　巧 署名委員　森　千 秋 署名委員　村 山　繁 稔